

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 12 月 26 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 34 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年岩手県人事委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 2 条、第 3 条関係）			別表（第 2 条、第 3 条関係）		
組 織	職 員		組 織	職 員	
[略]			[略]		
知事の 事務部 局	本庁	企画理事 会計管理者 部長 技監 副部長 局長 担当技監 企画室 の室長 首席政策監 交通政策参事 地域振興支援室長 産業廃棄物不 法投棄緊急特別対策室長 医師確保 対策室長 競馬改革推進室長 総務 室長 総合防災室長 総括課長 政 策調査監 総務事務センター所長 担当課長（部、局、室又は課内の人 事、給与又は服務に関する事務を総 括する者に限る。） 行政経営担当 課長 法務私学担当課長 人財給与 担当課長 調査担当課長 予算担当 課長 管財課の管理担当課長 職員 福祉担当課長 指導審査担当課長 主任主査及び主査（部及び局の主管 室課等において人事、給与又は服務 に関する事務を担当する者に限る。） 総合政策部の主任主査及び主査 （政策調査に関する事務を担当する 者に限る。） 秘書課の主任主査及 び主査（秘書の事務を担当する者に 限る。） 経営評価課の主任主査及 び主査（行財政改革の事務を担当す る者に限る。） 総務室の主任主査 及び主査（法務に関する事務を担当 する者に限る。） 人事課の人財給 与又は組織改革に関する事務を担当 する主任主査及び主査並びに人事又 は給与に関する事務を担当する主任	知事の 事務部 局	本庁	企画理事 会計管理者 部長 技監 副部長 局長 担当技監 企画室 の室長 首席政策監 交通政策参事 地域振興支援室長 産業廃棄物不 法投棄緊急特別対策室長 医師確保 対策室長 <u>雇用対策・労働室長</u> 競 馬改革推進室長 総務室長 総合防 災室長 総括課長 政策調査監 総 務事務センター所長 担当課長（部、 局、室又は課内の人事、給与又は服 務に関する事務を総括する者に限 る。） 行政経営担当課長 法務私 学担当課長 人財給与担当課長 調 査担当課長 予算担当課長 管財課 の管理担当課長 職員福祉担当課長 指導審査担当課長 主任主査及び 主査（部及び局の主管室課等におい て人事、給与又は服務に関する事務 を担当する者に限る。） 総合政策 部の主任主査及び主査（政策調査に 関する事務を担当する者に限る。） 秘書課の主任主査及び主査（秘書 の事務を担当する者に限る。） 経 営評価課の主任主査及び主査（行財 政改革の事務を担当する者に限る。） 総務室の主任主査及び主査（法務 に関する事務を担当する者に限る。） 人事課の人財給与又は組織改革に 関する事務を担当する主任主査及び 主査並びに人事又は給与に関する事

	<p>及び当該事務の企画を担当する主事 予算調製課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。)並びに守衛長</p>		<p>務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 予算調製課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。)並びに守衛長</p>
	[略]		[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。